

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年9月9日

【会社名】

株式会社エー・ピーホールディングス

【英訳名】

AP HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長 兼 社長 米山 久

【本店の所在の場所】

東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1F(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

03-6435-8440

【事務連絡者氏名】

経営企画・IR室長 坂上 輝瑛

【最寄りの連絡場所】

東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

【電話番号】

03-6435-8440

【事務連絡者氏名】

経営企画・IR室長 坂上 輝瑛

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

200,000,693円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	204,709株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年9月9日(水)付の当社取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)によるものであります。なお、割当予定先である米山久(以下「米山氏」といいます。)は当社の代表取締役会長兼社長であるため、本第三者割当増資の決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本取締役会決議に参加しておりません。
2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 種類株式に関する事項
当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての定めを定款に定めております。
普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式及びC種優先株式については、単元株式数を1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。なお、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	204,709株	200,000,693円	100,000,347円
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	204,709株	200,000,693円	100,000,347円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額で、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
977円	488.5円	100株	2026年9月30日(水)	-	2026年9月30日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われな
こととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エー・ピーホールディングス 財務部	東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新橋支店	東京都港区新橋1丁目16番4号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200,000,693円	2,360,000円	197,640,693円

- (注) 1. 払込金額の総額は、2026年9月8日(火)現在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用150万円、登録免許税70万円及び司法書士費用16万円を見込んでおります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により当社が調達する差引手取概算額197,640,693円の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新規出店に係る費用	146百万円	2026年10月～2027年3月
収益改善に資する内装造作等の改修費用	51百万円	2026年10月～2027年3月
合計	197百万円	

(注) 上記の金額は、本第三者割当増資の全額の払込みがなされた場合を前提としており、当該全額の払込みがなされた場合、上記 及び の使途に按分して充当することを想定しています。

() 新規出店に係る費用

当社におきましては、エネルギー価格や原材料の仕入価格の上昇、及び店舗運営における人件費の増加等により、当社のコスト負担が増大しており、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。一方で、当社グループの店舗においては、消費者の食に対する本物志向（生産者から直接仕入れた地鶏や鮮魚等、生産背景が明確で安心・安全かつ高品質な食材を求める傾向）や多様な体験価値（単なる飲食にとどまらず、炭火焼き等のライブ感あふれる調理風景や、スタッフを通じて生産者の想い・食材のストーリーを知ることのでられる外食ならではの特別な時間を求める傾向）へのニーズに応える付加価値の高いサービスを提供していくことが重要であると認識しております。このような環境下において、当社グループが中長期的な企業価値の向上及び収益力の拡大を図るためには、新たな成長ドライバーとなる新規出店を積極的に推進していくことが不可欠であると判断いたしました。具体的には、当社の強みである「生販直結モデル」（卸売市場等の中間流通を省き、当社グループ自らが農場等の生産拠点を保有、あるいは全国の一次生産者と直接提携し、地鶏や鮮魚等の食材の生産から加工・流通、店舗での販売までを一貫して手掛ける独自の事業モデル）を最大限に活かし、少人数利用や日常的な食事需要等の多様化する外食ニーズに適合した店舗展開を主に首都圏を中心とする乗降客数の多い都市部の駅周辺や商業地域等の主要なターゲットエリアにおいて進めてまいります。なお、「乗降客数の多い都市部の駅」とは、各鉄道会社が公表している最新の駅別乗車人員データ（一例として、東日本旅客鉄道株式会社が

2026年7月に公表した「各駅の乗車人員（2025年度）」等）に基づき、1日あたりの乗車人員が概ね10万人以上となる駅を主なターゲット基準としております。これにより、新たな顧客層の獲得と安定した収益基盤の構築を目指します。かかる新規出店に係る費用につきましては、立地、店舗面積及び居抜き物件の活用有無等の条件により変動いたしますが、1店舗当たり60百万円～80百万円程度の初期費用を見込んでおり、2026年10月から2027年3月にかけて合計3店舗程度の出店を行う見込みです。かかる初期費用の内訳は、店舗賃貸借契約に係る敷金・保証金、内外装工事費用及び厨房設備等の什器備品の購入費用であります。なお、当社が2026年8月17日を払込期日として実施した第三者割当増資による調達資金につきましては、既に当社内で実行プロセスを進めている特定の新規出店案件に充当する予定であります。一方で、本第三者割当増資による調達資金につきましては、それに並行して新たに計画を進めている別の出店案件（合計3店舗）に充当するものであります。世界的な経済情勢等の見通しが不透明な中、経営の健全性と安定性を維持するための手元資金を確保しつつ、当社の収益基盤の強化を早期に実現するためには、先行する出店案件の完了を待つことなく、機動的な資金調達を通じて前述の「本物志向」や「多様な体験価値」といった消費者のニーズに応えるための複数の新規出店を速やかに、かつ同時並行で推進することが不可欠であると判断いたしました。したがって、両資金が同一の店舗の出店費用に重複して充当されることはなく、対象店舗を明確に区分して管理・充当いたします。また、合計3店舗の出店に要する初期費用の総額は、本第三者割当増資による調達金額のうち新規出店に係る費用を使途とする金額（146百万円）を上回る見込みであります。そのため、本調達資金につきましては、出店時期の早い店舗から順次充当（1店舗目の初期費用として充当し、残額を2店舗目の初期費用の一部に充当等）していく予定です。本調達資金で賄いきれない出店費用の不足額につきましては、当社の自己資金を充当する予定であります。

（ ）収益改善に資する内装造作等の改修費用

上記の新規出店による成長投資に加え、既存の店舗網につきましても、持続的な収益性の向上及び店舗オペレーションの効率化を推進するため、内装改修及び店舗デザインの刷新を行う予定です。当社グループの店舗において、従来の大人数による宴会中心の利用から少人数での利用や日常的な食事需要へのシフトといった顧客動向の変化に対応し、従来の居酒屋モデルからの脱却及び収益基盤の強化が急務となっております。具体的には、老朽化した内装を改修し、各店舗の立地やターゲット顧客層の嗜好に合わせたデザインに刷新することで、既存の居酒屋イメージからの脱却を図り、集客力の向上を図る予定です。また、当社は、DX推進によるオペレーションの効率化に取り組んでおりますが、かかるDX推進に対応したレイアウトに内装を変更し、店舗スタッフの作業動線を短縮する等により労働時間の適正化（生産性の向上）を図り、昨今の最低賃金上昇等に伴う人件費高騰の影響を抑制していく予定です。かかる店舗改装費用につきましては、地域、店舗の面積及び物件の条件等により変動いたしますが、1店舗当たり2百万円～3百万円程度の費用を見込んでおり、2026年10月から2027年3月にかけて合計18～27店舗程度の店舗について改装を行う見込みです。改装費用の内訳は、内装工事費用及び什器備品の購入費用であります。なお、当該18～27店舗の改装に要する費用の総額が、本第三者割当増資による調達金額のうち収益改善に資する内装造作等の改修費用を使途とする金額（51百万円）を上回る場合、本調達資金につきましては当該改装費用の一部として充当し、賄いきれない不足額につきましては、当社の自己資金にて充当する予定であります。なお、当社が2026年8月17日を払込期日として実施した第三者割当増資（C種優先株式）による調達資金のうち、「業態転換及び既存店のリニューアル資金」として充当を予定している資金につきましては、既に当社内で実行プロセスを進めている特定の既存店舗の改装案件に充当する予定であります。一方で、本第三者割当増資による調達資金につきましては、それに並行して新たに計画を進めている別の既存店舗の改装案件に充当するものであり、両資金が同一の店舗の改装費用に重複して充当されることはなく、対象店舗を明確に区分して管理・充当いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

氏名	米山 久
住所	東京都八王子市
職業	当社代表取締役会長 兼 社長

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	米山久氏は、当社普通株式5,184,000株を所有しております。米山氏が全株式を保有しているMTRインベストメント株式会社(以下「MTR社」といいます。)は、当社普通株式675,000株を所有しております。
人事関係		米山氏は、当社の代表取締役会長 兼 社長であります。
資金関係		当社は、米山氏に対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(社債金額99,000,000円、当該社債に付された新株予約権の目的である当社普通株式の数105,543株、償還期日2028年10月31日)を発行しており、米山氏は本有価証券届出書提出日現在これを保有しております。
技術又は取引等の関係		当社とMTR社との間で、施設利用に係る取引があります。また、当社が運営する店舗不動産1店舗の賃借に係る賃料債務について、米山氏が無償で債務保証をしております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

() 本第三者割当増資に至る目的及び理由

現時点におけるわが国経済は、各種経済活動の正常化が進む一方で、為替相場の変動や世界情勢の不透明感を背景としたエネルギー価格の上昇、原材料価格の高騰及び人件費の増大等、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、かつ不確実性の高い状況が継続しております。このような経営環境の中、当社業績は、2027年3月期第1四半期連結会計期間において、売上高は5,277百万円（前年同期比1.8%減）、営業利益は91百万円（前年同期比47.4%減）、経常利益は56百万円（前年同期比47.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は45百万円（前年同期比91.4%減）となり、2026年6月30日現在における純資産額は989百万円となっております。当社グループにおきましては、消費者のライフスタイルの変化や外食ニーズの多様化、本物志向の高まりといった市場環境の急速な変化に対応し、付加価値の高い商品の開発や店舗サービスの更なる強化に取り組むとともに、収益構造の抜本的な強化による業績の拡大を目指しております。かかる取り組みの一環として、当社は、当社の強みである「生販直結モデル」を最大限に活かした新業態等の新規出店を推進し、新たな顧客層の獲得及び事業ポートフォリオの拡充を図る方針であります。また、既存店舗につきましても、老朽化した内装の改修や店舗デザインの刷新を行うことで集客力の向上を図るとともに、DX推進に対応したレイアウト変更を実施し、店舗オペレーションの効率化及び人件費削減を図る店舗改修を進めてまいります。当社としては、中長期的な企業価値向上に向けた上記各施策（新規出店及び既存店改修）を着実に実現するための資金需要が存在する一方、世界的な経済情勢の見通しが不透明である中、経営の健全性と安定性を維持するために手元資金を確保しておくことも重要となります。このように、当社の手元資金の流動性を維持しながらも、新規出店及び店舗改修等の成長投資を速やかに着手し、当社の収益基盤強化を早期に実現するためには、機動的に多額の資金を調達する必要があります。当社は、かかる資金調達の方法を多面的に検討した結果、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが、現在の当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

() 割当予定先として米山氏を選定した理由

割当予定先である米山久氏は、当社の筆頭株主であるとともに、当社の代表取締役会長兼社長であります。代表取締役である米山氏が自ら追加の資本を投じ、当社の自己資本を拡充して財務基盤を強化することで、当社の企業価値向上及び中長期的な成長に経営トップとしてより一層の責任を持って取り組むことに繋がると考え、当社は、米山氏を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

米山氏に割り当てる当社普通株式の総数は204,709株であります。

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である米山氏の保有方針に関して、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を中長期保有する方針である旨を確認しております。また、当社は、米山氏について、本第三者割当増資により取得する株式を、中長期的に継続して保有することができることにつき、口頭で確認しているほか、資産レポート、預金通帳の写し等により確認しております。なお、当社は、米山氏から、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に、本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、米山氏から、同氏の保有する銀行口座に係る預金通帳の写しを取得し、2026年8月15日時点の同氏の保有する銀行口座の残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しております。また、当該銀行口座の残高は、全額が米山氏が株式会社きらぼし銀行からの借入れにより調達した資金によって賄われていることを、同氏と同銀行との間の当座貸越契約証書の写しにより確認しており、当座貸越契約に基づく借入の概要は以下のとおりです。

- ・借入先：株式会社きらぼし銀行
- ・貸越極度額：1,600,000,000円
- ・借入金額：1,600,000,000円
- ・借入実行日：2025年10月29日(借入金額：1,000,000,000円)
2026年6月29日(借入金額：600,000,000円)
- ・適用利率：日本円TIBOR + 1.3%
- ・返済方法：弁済予定日に一括弁済

g 割当予定先の実態

米山氏は、当社の代表取締役会長兼社長であることから、外部機関への調査依頼は行わず、公開情報のリサーチ及び本人からのヒアリング等の方法により、米山氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

発行価額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2026年9月9日付の本取締役会決議の前営業日である2026年9月8日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である977円といたしました。これは、本取締役会決議の日の直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであると判断しております。

なお、当該発行価額977円は、本取締役会決議日の前営業日である2026年9月8日の直前1ヶ月間（2026年8月9日から2026年9月8日）における当社普通株式の終値の平均950円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は2.84%、同直前3ヶ月間（2026年6月9日から2026年9月8日）における当社普通株式の終値の平均940円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は3.94%、同直前6ヶ月間（2026年3月9日から2026年9月8日）における当社普通株式の終値の平均935円（円未満四捨五入）に対してプレミアム率は4.49%となります。

また、当社は上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。なお、当社監査等委員会（監査等委員3名、うち3名が社外取締役）から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

今回の第三者割当増資による新株発行株式は204,709株（議決権数2,047個）であり、2026年9月9日時点の当社発行済株式総数12,992,202株（総議決権数129,418個（注））を分母とする希薄化率は1.58%（小数第3位を四捨五入しております。）（議決権ベースの希薄化率は1.58%）であります。また、当社が2026年8月17日を払込期日として実施した第三者割当（普通株式109,052株、議決権数1,090個）及び2026年9月4日を処分期日とする自己株式処分（普通株式80,000株、議決権数800個）と合算した場合の議決権ベースの希薄化率（本第三者割当増資により増加する議決権数、上記第三者割当及び自己株式処分に係る議決権数を加算した合計議決権数3,937個を、2026年3月31日時点の当社の総議決権数127,528個で除して算出）は3.09%であり、いずれも25%を下回っております。また、割当予定先は本第三者割当増資により取得する株式を中長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。今回予定している第三者割当増資による当社の財務基盤増強は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

（注）2026年9月9日時点の総議決権数は、2026年3月31日時点の総議決権数127,528個に、当社が2026年8月17日を払込期日とする新株発行により発行した普通株式109,052株に係る議決権数1,090個及び当社が2026年9月4日を処分期日とする自己株式処分により処分した普通株式80,000株に係る議決権数800個を加算して算出しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
米山 久	東京都八王子市	5,184	40.06%	5,388	40.99%
M T R インベストメン ト株式会社	東京都八王子市元八王子 町 2 丁目1100番地 7	675	5.22%	675	5.13%
西 陽一郎	東京都港区	439	3.40%	439	3.34%
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎 1 丁目 11 - 2	362	2.80%	362	2.75%
株式会社アップフロン トグループ	東京都品川区西五反田 3 丁目 6 - 21	146	1.13%	146	1.12%
株式会社 N S K	東京都北区豊島 2 丁目 3 - 1	109	0.85%	109	0.84%
株式会社 N I G I T A	神奈川県相模原市南区相 武台 1 - 19 - 10	109	0.84%	109	0.83%
里見 順子	東京都渋谷区	60	0.46%	60	0.46%
エー・ピーホールディ ングス従業員持株会	東京都豊島区西池袋 1 丁 目10番 1 号 ISOビル 5 F	49	0.38%	49	0.38%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁 目13番 1 号	30	0.24%	30	0.23%
計		7,163	55.37%	7,367	56.07%

- (注) 1. 本第三者割当増資前の大株主の状況は、米山氏、M T R 社及び株式会社NIGITA(株式会社NIGITAの所有株式数は、当社が同社に対して2026年8月17日を払込期日として実施した第三者割当により割り当てた株式数)については本有価証券届出書提出日現在の所有株式数、その他の株主については2026年3月31日現在の株主名簿を基準としております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日時点の総議決権数127,528個に、2026年8月17日を払込期日とする新株発行により発行した普通株式109,052株に係る議決権数1,090個及び当社が2026年9月4日を処分期日とする自己株式処分により処分した普通株式80,000株に係る議決権数800個を加算した議決権数129,418個に対する割合であります。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記の総議決権数129,418個に、本第三者割当増資により発行する普通株式204,709株に係る議決権数2,047個を加算した議決権数131,465個に対する割合であります。
5. 当社は、上記のほか自己株式125,206株(2026年3月31日現在)を保有しておりましたが、2026年9月4日に自己株式80,000株を処分しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年9月9日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(2026年9月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第25期、提出日2026年6月26日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2026年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年9月9日)までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年8月17日 (注)1	普通株式 109,052 A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 12,992,202 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	50,054	100,054	49,945	59,315
2026年8月17日 (注)2	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 150	普通株式 12,992,202 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300 C種優先株式 150	75,000	175,054	75,000	134,315

(注) 1．以下の第三者割当(普通株式)により、発行済普通株式総数、資本金及び資本準備金が増加しております。

発行価格	1株につき 917円
資本組入額	1株につき 459円
割当先	株式会社NIGITA
発行価額の総額	100,000,684円
資本金増加額	50,054,868円
資本準備金増加額	49,945,816円

2．以下の第三者割当(C種優先株式)により、発行済C種優先株式総数、資本金及び資本準備金が増加しております。

発行価格	1株につき 1,000,000円
資本組入額	1株につき 500,000円
割当先	サントリー株式会社
発行価額の総額	150,000,000円
資本金増加額	75,000,000円
資本準備金増加額	75,000,000円

3．上記1及び2の払込みはいずれも2026年8月17日に完了しており、これにより、本有価証券届出書提出日現在の当社の資本金の額は175,054,868円、資本準備金の額は134,315,816円であります。

4．当社は、2026年5月28日及び2026年6月10日開催の当社取締役会において、上記1及び2の払込みが行われることを条件として、2026年7月31日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本資本金等の減少」といいます。)を行うことを決議しておりましたが、2026年7月31日開催の当社取締役会において、本資本金等の減少を中止することを決議いたしました。

3．有価証券届出書の訂正届出書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日（2026年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月9日）までの間において、下記の有価証券届出書の訂正届出書を提出しております。

（2026年7月31日提出の有価証券届出書の訂正届出書）

1 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

2026年5月28日付をもって提出した有価証券届出書、2026年6月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2026年6月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書について、本日開催された取締役会において、株式会社NIGITAに対する普通株式の発行に係る払込の払込期日及びサントリー株式会社に対するC種優先株式の発行に係る払込の払込期日を変更する決議及び資本金等の減少を中止する決議を行ったことから、これらに関する事項を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 訂正事項

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

（2）募集の条件

第三部 追完情報

2．臨時報告書の提出について

1 提出理由

2 報告内容

（4）発行価額の総額及び資本組入金の総額

（8）新規発行年月日(払込期日)

3 訂正箇所

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	109,052株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年5月28日(木)付の当社取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)及び2026年6月10日(水)付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 種類株式に関する事項
当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めております。
普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。また、A種優先株式及びB種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。
当社は、本取締役会決議において、第三者割当の方法によるC種優先株式の発行及びC種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社を割当先とする第三者割当の方法によりC種優先株式を発行することを決議し、2026年6月10日開催の当社取締役会決議において当該発行に係る払込期日を変更することを決議いたしました。詳細については、同日付で当社が提出した臨時報告書をご参照ください。なお、発行予定のC種優先株式については、単元株式数を1株としています。また、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	109,052株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年5月28日(木)付の当社取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)、2026年6月10日(水)付の当社取締役会決議及び2026年7月31日(金)付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 当社普通株式に係る振替機構の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 種類株式に関する事項
当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めております。
普通株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としています。他方、B種優先株式については、種類株主総会における議決権行使が可能な株主を限定する観点から、単元株式数を100株としています。また、A種優先株式及びB種優先株式について、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。
当社は、本取締役会決議において、第三者割当の方法によるC種優先株式の発行及びC種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社を割当先とする第三者割当の方法によりC種優先株式を発行することを決議し、2026年6月10日及び2026年7月31日開催の当社取締役会決議において当該発行に係る払込期日を変更することを決議いたしました。詳細については、同日付で当社が提出した臨時報告書をご参照ください。なお、発行予定のC種優先株式については、単元株式数を1株としています。また、既存の株主への影響を考慮して、当社株主総会における議決権を有しないこととしています。

2 株式募集の方法及び条件

(訂正前)

(2) 募集の条件

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
------	-------	------------	------	-------	------

917円	459円	100株	2026年7月29日(水)	-	2026年7月31日(金)
------	------	------	---------------	---	---------------

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われな
 こととなります。

(訂正後)

(2) 募集の条件

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
917円	459円	100株	2026年8月14日(金)	-	2026年8月17日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われな
 こととなります。

第三部 追完情報

2. 臨時報告書の提出について

1 提出理由

(訂正前)

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、第三者割当の方法によるC種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社(以下「サントリー」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること(以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。)を決議し、2026年6月10日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、第三者割当の方法によるC種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社(以下「サントリー」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること(以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。)を決議し、2026年6月10日及び2026年7月31日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(訂正前)

(4) 発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格(払込金額) 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議のとおり、本取締役会及び

2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行(以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。)及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し(以下「本資本金等の減少」という。)、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定しております。なお、本普通株式第三者割当増資又は本優先株式第三者割当増資のいずれかのみ払込みがなされた場合、その限度で本資本金等の減少の効力を生じさせることを予定しております。

(訂正後)

(4) 発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格(払込金額) 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議において、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行(以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。)及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し(以下「本資本金等の減少」という。)、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定していましたが、2026年7月31日付の当社取締役会における決議において、本資本金等の減少を中止することを決議いたしました。

(訂正前)

(8) 新規発行年月日(払込期日)

2026年7月31日

(訂正後)

(8) 新規発行年月日(払込期日)

2026年8月17日

4. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(2026年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年9月9日)までの間において、下記の臨時報告書(訂正報告書を含みます。)を提出しております。

(2026年6月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2026年6月25日開催の第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

A種優先株式 1株につき金 109,251.13円 総額 109,251,130円

B種優先株式 1株につき金 63,365.65円 総額 19,009,695円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 第三者割当の方法によるC種優先株式の発行の件

第4号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 の割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	88,668	1,229	0	(注) 1	可決 997.10
第2号議案 定款一部変更の件	88,767	1,130	0	(注) 2	可決 997.21
第3号議案 第三者割当の方法によ るC種優先株式の発行 の件	88,451	1,446	0	(注) 2	可決 996.86
第4号議案 監査等委員でない取締 役4名選任の件					
米山 久	88,927	970	0	(注) 3	可決 997.38
横澤 将司	88,906	991	0		可決 997.36
佐竹 祐樹	88,919	978	0		可決 997.37
近内 理恵	88,901	996	0		可決 997.35

第5号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件						
尾崎 智史	88,977	918	0	(注) 3	可決	997.44
田路 至弘	88,885	1,010	0		可決	997.34
小栗 悠夫	88,937	958	0		可決	997.39

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年7月31日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

2026年5月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき提出した臨時報告書、2026年6月10日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書及び2026年6月25日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書について、本日開催された取締役会において、株式会社NIGITAに対する普通株式の発行に係る払込の払込期日及びサントリー株式会社に対するC種優先株式の発行に係る払込の払込期日を変更する決議及び資本金等の減少を中止する決議を行ったことから、これらに関する事項を修正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 提出理由

2 報告内容

(4) 発行価額の総額及び資本組入金の総額

(8) 新規発行年月日(払込期日)

3 訂正箇所

訂正箇所は下線で示しております。

(訂正前)

1 提出理由

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、第三者割当の方法によるC種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社(以下「サントリー」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること(以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。)を決議し、2026年6月10日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

1 提出理由

当社は、2026年5月28日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、第三者割当の方法によるC種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、サントリー株式会社(以下「サントリー」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法により本優先株式を発行すること(以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。)を決議し、2026年6月10日及び2026年7月31日開催の当社取締役会決議において本優先株式第三者割当増資の払込期日を変更することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正前)

2 報告内容

(4) 発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格(払込金額) 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議のとおり、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行(以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。)及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し(以下「本資本金等の減少」という。)、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定しております。なお、本普通株式第三者割当増資又は本優先株式第三者割当増資のいずれかのみ払込みがなされた場合、その限度で本資本金等の減少の効力を生じさせることを予定しております。

(訂正後)

2 報告内容

(4) 発行価額の総額及び資本組入金の総額

発行価格(払込金額) 150,000,000円

資本組入額 75,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、75,000,000円であります。

なお、当社は、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会における決議において、本取締役会及び2026年6月10日付の当社取締役会において決議した株式会社NIGITAを割当先とする第三者割当による当社の普通株式の発行(以下「本普通株式第三者割当増資」といい、本優先株式第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資」という。)及び本優先株式第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件に、2026年7月31日を効力発生日として、本第三者割当増資により増額する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し(以下「本資本金等の減少」という。)、資本金の額を5,000万円、資本準備金の額を937万円とすることを予定しておりましたが、2026年7月31日付の当社取締役会における決議において、本資本金等の減少を中止することを決議いたしました。

(訂正前)

(8) 新規発行年月日(払込期日)

2026年7月31日

(訂正後)

(8) 新規発行年月日(払込期日)

2026年8月17日

第四部 【組込情報】

次に挙げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	2025年4月1日	2026年6月26日
	(第25期)	至	2026年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月26日

株式会社エー・ピーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

梶 原 大 輔

指定社員
業務執行社員

公認会計士

奥 村 俊 樹

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは、地鶏や鮮魚等の食材の生産から流通、外食店舗を主とする販売まで一貫して手掛ける「生販直結モデル」による総合的な事業展開を行っている。その中でも、国内外食事業及び海外外食事業においては多数の店舗を保有しており、2026年3月31日現在、連結貸借対照表上の有形固定資産2,651百万円（総資産の33.0%）と多額である。 注記事項「（重要な会計上の見積り）1．固定資産の減損」に記載されているとおり、同事業では、原則として各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗については、減損の兆候を識別し、減損損失を認識すべきと判断した場合には、当該店舗の有形固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失を計上している。その結果、当連結会計年度においては、連結損益計算書上、減損損失を79百万円、特別損失に計上している。 減損損失の認識の要否を判定するに当たって用いる将来の営業損益及び割引前将来キャッシュ・フローは、経営者の策定する事業計画が基礎となり、事業計画の策定は、経営者の主観的判断に大きく影響を受けるとともに、売上高の予測や判断等には高度な不確実性が伴う。 したがって、同事業における店舗固定資産については、減損の兆候の有無の識別は複雑であり、また、減損損失の認識の要否の判定には高度な不確実性が伴うことから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社グループが実施した減損の兆候判定、減損損失の認識及び測定等について検討した。特に、会社グループの減損損失の認識に際して行われた重要な見積りと当該見積りに使用された仮定に関連して実施した検討は以下の監査手続を含んでいる。 (1) 内部統制の評価 - 減損損失の兆候及び認識の要否の判定並びに減損損失の測定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価 (2) 減損の兆候判定の妥当性の評価 - 固定資産のグルーピングについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としているかの検討 - 店舗固定資産の減損の兆候判定に係る資料を入手し、共通費配賦を含め、当該資料の正確性及び網羅性についての検討 - 店舗間の原価及び経費の付け替えによる営業赤字の回避が行われていないことを検証するため、原価及び経費の店舗間振替前後の各店舗の営業損益の比較分析 (3) 減損の認識判定の妥当性及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 - 経営者等へのインタビューによる会社グループの計画策定プロセス、及び事業戦略の理解 - 重要な仮定の合理性の検討を含む、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかの検討 - 経営者による見積りの不確実性への対処に関する妥当性の評価 - 過年度に策定した事業計画と実績との乖離分析による、会計上の見積りに関する経営者の偏向が存在する兆候の評価 - 店舗別年度損益の推移及び実績との乖離分析、当連結会計年度末後の店舗別損益との乖離分析 - 事業計画に一定のストレスを加味した監査人独自の感応度分析を実施し、減損損失の認識の要否の判定に与える影響を検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ピーホールディングスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エー・ピーホールディングスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
 - ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
 - ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別し

た内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月26日

株式会社エー・ピーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	梶 原 大 輔
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 俊 樹
----------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。